

(相模原市)

# 新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険傷病手当金支給申請書

(世帯主記入用)

**記入例**

被 保 険 者 情 報	被保険者証の 記号番号	10 - 1 2 3 4 5 6 7 8	
	フリガナ	サガミ ジロウ	生年月日 昭和 29 年 11 月 20 日 平成
	氏名	相模 二郎	対象者のお名前を 記入して下さい。
	住所	相模原市 中央区 中央2丁目11 - 15	
振 込 先	金融機関 名称	国保 (銀行) 信金・信組 労金・農協 その他( )	本店・支店 中央 その他( ) 店番号 1 2 3
	預金の種類	普通・当座	口座番号 (右詰め) 1 2 3 4 5 6 7
	口座名義(カタカナ)	サカミ シロウ 左詰めで記入してください。濁点・半濁点は1字として、姓と名の間は一字空けてください。	
上記のとおり申請します。		被保険者と同住所の場合は チェックを入れてください。	必ず連絡の取れる 番号をお願いします。
令和 2年 4月 24日			
住所	同上	電話番号 012-3456-7890 (日中に連絡の 取れる番号)	国民健康保険に関するご連絡に使用 相模原市長 あて
世帯主氏名	相模 太郎		

申請者(世帯主)と口座名義が異なる場合には、上記の口座名義人を代理人とし、上記振込先への振込をもって相模原市からの  
支払金の受領と認めます。

(相模原市) **新型コロナウイルス感染症に係る**  
**国民健康保険傷病手当金支給申請書** (被保険者記入用)

**記入例**

<b>同意書</b>	
相模原市長あて	
相模原市国民健康保険条例に基づく傷病手当金の支給決定を行うにあたり、相模原市国民健康保険が関係諸機関(事業主・医療機関・前加入保険者・官公署等)に対して、必要な情報の照会を行うこと、また関係諸機関が相模原市国民健康保険に回答することに同意します。 また照会が複数となる場合は、本同意書の写しも有効とします。	
令和 2年 4月 24日	
被保険者氏名 <b>相模 二郎</b>	

症状が出た日	令和 2年 3月 10日	帰国者・接触者相談センターへの相談日 相談した場合に記入	令和 2年 3月 13日
帰国者・接触者相談センターに電話等が出来なかった時は必ず記入してください。		相談できなかった場合はその理由(「」を付けてください) 1. 高熱・呼吸困難の症状がひどく、電話できる状態ではなかった 2. 何度も電話したが、通話中で繋がらなかった( 月 日) 3. その他( )	

医療機関の受診状況	1. 受診した      2. 受診していない		
医療機関の受診日と名称 (「で「受診した」と回答した場合に記入)	受診日	受診日	受診日
	令和 2年 3月 13日	名称	国保総合病院
	令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		
症状(具体的に) (「で「受診していない」と回答した場合に記入)			
療養のために休んだ期間	令和 2年 3月 10日から 令和 2年 3月 27日まで	左記期間のうち、勤務ができなかった日数 (新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)によらない休暇や勤務予定がなかった日は除く。)	8 日
療養のために休んだ期間に給与等(休業手当を含む)の支払を受けましたか?または、今後受けられますか?	1. はい      2. いいえ		
「はい」と回答した場合、その給与等の支払の対象となった(なる)期間と、給与等の額	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	(給与等の額:円)	
		右詰めで記入して下さい。	

(上記 において「受診していない」と回答した場合は、下記の事業主記入欄について、事業主の証明が必要です。)

事業主記入欄	上記 ~ の内容については、当事業所において	令和 年 月 日
	事業所所在地	医療機関を受診していない場合は、事業主の証明が必要です。
	事業所名称	
	事業主氏名	
事業所担当者氏名		事業所担当者電話番号 ( )

(相模原市) **新型コロナウイルス感染症に係る**

## 国民健康保険傷病手当金支給申請書 (事業主記入用 証明書)

労務に服することができなかった被保険者について、勤務状況及び賃金支払状況等をご記入ください。

被保険者氏名	相模 二郎																																																																											
雇用期間	平成 令和	30	年	4	月	1	日	から	1. 雇用終了期間未定			2. 令和 年 月 日 まで																																																																
雇用の形態	正社員 パート・アルバイト			✓ 非常勤・臨時職員 派遣社員			その他( )																																																																					
就 労 日	月 火 水 木 金 土 日			✓ 祝祭日			不定休(週 3日程度勤務)																																																																					
勤 務 地	相模原市 中央区 富士見6丁目1-1																																																																											
通勤手段	電車	バス	徒歩	✓ 自転車			バイク	自動車	その他( )																																																																			
健康保険等の加入の有無	1. 健康保険に加入している					1.2の場合 保険加入 期間		1. 上記雇用期間と同じ																																																																				
	3	2. 国民健康保険に加入している						2.	平成 令和	年	月	日	から	平成 令和	年	月	日	まで																																																										
自治体からの休業要請を事業所が受けて、当該被保険者が従事する予定だった業務に関して、休業となった期間はありますか？					1. はい 2. いいえ		「はい」の場合 その期間		令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで																																																										
新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)により、 <u>労務に服することができなかった期間の属する月</u> における勤務状況											労務に服することができなかった日数(×と=)の計																																																																	
[出勤は ]、[有給休暇は ]、[無給休暇は×]、[賃金が減額されて生じる休暇は=]、[公休日及び勤務が予定されていない日は公]でそれぞれ表示してください。																																																																												
令和 2年 3月	<table style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;">14</td><td style="text-align: center;">15</td><td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">21</td><td style="text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">26</td><td style="text-align: center;">27</td><td style="text-align: center;">28</td><td style="text-align: center;">29</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: center;">公</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td><td style="text-align: center;">△</td> </tr> </table>											1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	○	公	公	公	公	公	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	8 日	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																														
○	公	公	公	公	公	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																																													
令和 年 月	<table style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;">14</td><td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">21</td><td style="text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">26</td><td style="text-align: center;">27</td><td style="text-align: center;">28</td><td style="text-align: center;">29</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">31</td> </tr> </table>											1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																														
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																													
令和 年 月	<table style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">3</td><td style="text-align: center;">4</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">6</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">8</td><td style="text-align: center;">9</td><td style="text-align: center;">10</td><td style="text-align: center;">11</td><td style="text-align: center;">12</td><td style="text-align: center;">13</td><td style="text-align: center;">14</td><td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">16</td><td style="text-align: center;">17</td><td style="text-align: center;">18</td><td style="text-align: center;">19</td><td style="text-align: center;">20</td><td style="text-align: center;">21</td><td style="text-align: center;">22</td><td style="text-align: center;">23</td><td style="text-align: center;">24</td><td style="text-align: center;">25</td><td style="text-align: center;">26</td><td style="text-align: center;">27</td><td style="text-align: center;">28</td><td style="text-align: center;">29</td><td style="text-align: center;">30</td><td style="text-align: center;">31</td> </tr> </table>											1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15																																																														
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																													
計													8 日																																																															
「労務に服することができなかった期間」(休暇をとった期間)のうち、「有給休暇」・「公休日及び勤務が予定されていない日」 <b>以外の日</b> について、賃金(休業手当を含む)を支給しましたか？					1. はい 2. いいえ		「はい」の場合、その支給額をご記入ください(ただし、期末勤勉手当(賞与)は除く)。							円																																																														
上記の賃金の計算方法についてご記入ください(基本給に対する支給割合等)。																																																																												

事業主が証明するところ

労務に服することができなかった期間の勤務状況(有給か無給か等)を詳細に記入して下さい。

新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)により、**勤務ができなかった期間の4日目の属する月の直近3か月に支払った賃金の支給状況** (当該月に支払日があるものは含めず。例: 4日目が3月31日ならば12~2月に支払日がある分、4月2日ならば1月~3月に支払日がある分)。

の期間に対して、賃金を支払いましたか?	1. はい	給与の種類	月給	時間給	賃金計算	締日	15	日
	2. いいえ		日給	歩合給		支払日	1. 当月	25
			<input checked="" type="checkbox"/> 日給月給	その他				

の期間の課税対象となる賃金支給状況をご記入ください(ただし、期末勤勉手当(賞与)は除く)。

期間 区分	単価 (円)	支払日 12月25日	支払日 1月25日	支払日 2月25日
		11月16日 ~ 12月15日勤務分 (A)支給額 (円)	12月16日 ~ 1月15日勤務分 (B)支給額 (円)	1月16日 ~ 2月15日勤務分 (C)支給額 (円)
基本給 (月日時給)	100000	900000	900000	1000000
手当				
手当				
手当				
手当				
現物給与				
計		(A) 900000	(B) 900000	(C) 1000000
賃金支給総額(上記(A)~(C)の合計)				2800000 円
賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。				

賃金の支給状況について、直近3か月(勤務ができなかった期間の4日目の属する月より以前の月に賃金の支払日があるもの(当該月に支払日があるものは含めず)の3か月分)の支給状況を記入して下さい。

また、賃金の支給状況が分かるように、賃金の計算方法や欠勤控除計算方法等を記入して下さい。

の期間の勤務状況 【出勤は 〇】、【有給休暇は △】、【無給休暇は ×】、【賃金が減額されて生じる休暇は =】、 【公休日及び勤務が予定されていない日は 公】でそれぞれ表示してください。	賃金が生じた日数の計 ( 〇 と △ と = の計)
令和 元年 11月	5 日
令和 元年 12月	9 日
令和 2年 1月	8 日
令和 2年 2月	6 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地 **相模原市 中央区 富士見6丁目1-1**

事業所名称 **(株)国保サービス**

事業主氏名 **国保 花子**

事業所 担当者氏名	<b>国保 三郎</b>	事業所担当者 電話番号	<b>123 ( 456 ) 7890</b>
--------------	--------------	----------------	-------------------------

事業主が証明するところ

(相模原市) **新型コロナウイルス感染症に係る**

**国民健康保険傷病手当金支給申請書** (医療機関記入用 意見書)

<b>患者氏名</b>	<b>相模 二郎</b>																	
<b>傷病名</b>	<b>新型コロナウイルス感染症による呼吸器疾患(肺炎)</b>								<b>初診日</b>	令和 2年 3月 13日								
<b>発病年月日</b>	令和 2年 3月 10日								濃厚接触者で、発症はしていないが、PCR検査を実施した対象者は、保健所により「濃厚接触者とされた日」を記入して下さい。									
<b>労務不能と認められた期間</b>	令和 2年 3月 10日から				<b>発病の原因</b>	不詳												
	令和 2年 3月 27日まで				治療期間ではなく、療養のため就労できなかったと認められる期間を記入して下さい。													
<b>うち、入院期間</b>	令和 2年 3月 13日から				<b>療養費用の種別</b>	国保	<input checked="" type="checkbox"/> 公費(感染症)											
	令和 2年 3月 27日まで				<b>転帰</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 治療繰越	中止	転医	その他( )									
<b>診療日及び入院をしていた日を「 」で囲んでください。</b>	令和 2年 3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	<b>診療実日数</b> 15 日	
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31
	令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	<b>診療実日数</b> 日	
	令和 年 月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	<b>診療実日数</b> 日
上記の期間中における「主たる症状及び経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等 (詳しく)																		
<p><b>新型コロナウイルス感染症の感染の疑いのため、3/13初診。PCR検査の結果陽性であり、肺炎の症状がみられたため同日から入院。</b></p> <p><b>10日間程度で症状の改善が見られ、3/27に実施した検査において2回目の陰性となったため退院。</b></p>																		
<b>手術年月日</b>						令和 年 月 日												
<b>退院年月日</b>						令和 2年 3月 27日												
症状経過から見て従来職種について労務不能と認められた医学的な所見																		
肺炎の症状の改善後も感染拡大防止の観点から、検査が陰性となるまでは入院が必要であったため、入院期間は労務不能と判断した。																		
上記のとおり相違ありません。															令和 2年 4月 10日			
<b>医療機関の所在地</b>	相模原市 南区 相模大野5丁目31-1																	
<b>医療機関の名称</b>	国保総合病院																	
<b>医師の氏名</b>	国保 四郎											<b>電話番号</b> 234( 567 )8910						

医療機関担当者が意見を記入するところ